

Ｊ.フロント健康保険組合の共同事業について

Ｊ.フロント健康保険組合
理事長 梅林 憲

個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし「グループによる共同利用」等は法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。したがって法律で求められている①共同利用する旨、②個人利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名及び住所並びに法人代表者の氏名について下記のとおり公表します。

Ⅰ Ｊ.フロント健康保険組合及び㈱大丸松坂屋百貨店他加入事業所が共同で実施する保険事業について

1. 保健事業の共同実施について

加入事業所との保健事業の共同実施について当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を効率的、効果的に行うため、母体企業である㈱大丸松坂屋百貨店をはじめとする加入事業所とともに保健事業を共同実施しています。

2. 共同利用するデータおよび項目について

- ・ 健診データ
 - ① 労働安全衛生法に基づく法定健診項目(身体計測、視力・聴力・尿検査等)
 - ② 生活習慣病健診項目(胃レントゲン、大腸がん・婦人科検査等)
- ・ 特定保健指導データ（特定保健指導に準ずる若年層向けの特定保健指導も含む）
 - ① 計画・取組状況・結果

3. 共同利用範囲について

健診データおよび特定保健指導データを共同利用する者の範囲はＪ.フロント健康保険組合と加入事業所（産業医が外部委託による配置の場合は外部委託の産業医も含む）です。

4. 共同利用の利用目的について

被保険者(従業員)の健康の保持・増進のために健診データおよび特定保健指導データを事業所の健康管理室(または産業医・保健師等)による保健指導への利用などの健康管理事業に利用します。また、健診データを健康保険組合の疾病予防事業に活用します。

5. 健診データ・特定保健指導データの管理責任者名(もしくは名称)について

Ｊ.フロント健康保険組合
㈱大丸松坂屋百貨店他加入事業所健康管理室(産業医)

Ⅱ Ｊ.フロント健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療給付に関する交付金交付事業について

1. 健保連との高額事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出します。この

交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・ J.フロント健康保険組合
- ・ 健康保険組合連合会 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ
- ・ 業務委託先 (財) 社会経済生産性本部・社会情報システム部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

J. フロント健康保険組合 大阪府高槻市紺屋町 2-1

理事長 梅林 憲

管理責任者 常務理事 大角 寛